

桜ショートステイホーム 施設利用料金表(31日目～60日目)

利用者負担第2段階 (世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額80万円以下の方)

	基本単価	夜勤職員配置加算	看護体制加算	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	長期利用者提供減算	サービス利用に係る自己負担額 (左:1割/中:2割/右:3割)			介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を積算 (左:1割/中:2割/右:3割)			居住費	食費	自己負担額 (左:1割/中:2割/右:3割)			自己負担額(30日分) (左:1割/中:2割/右:3割)		
	A)1日分	B)1日分	C)1日分	D)1日分	D)1日分	E合計(A+B+C+D)			F(E×1.136)			G)1日分	H)1日分	JF+G+H			I*30		
要支援1	503					509	1,018	1,527	579	1,156	1,735	880	600	2,059	2,636	3,215			
要支援2	623					629	1,258	1,887	715	1,429	2,144			2,195	2,909	3,624			
要介護1	704					706	1,412	2,118	803	1,604	2,406			2,283	3,084	3,886			
要介護2	772					774	1,548	2,322	880	1,759	2,638			2,360	3,239	4,118			
要介護3	847	18	8		(30)	849	1,698	2,547	965	1,929	2,893			2,445	3,409	4,373	73,350	102,268	131,202
要介護4	918					920	1,840	2,760	1,046	2,090	3,135			2,526	3,570	4,615	75,780	107,107	138,461
要介護5	987					989	1,978	2,967	1,124	2,247	3,371			2,604	3,727	4,851	78,120	111,810	145,515

利用者負担第3段階① (世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額80万円を超え120万円以下の方)

	基本単価	夜勤職員配置加算	看護体制加算	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	長期利用者提供減算	サービス利用に係る自己負担額 (左:1割/中:2割/右:3割)			介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を積算 (左:1割/中:2割/右:3割)			居住費	食費	自己負担額 (左:1割/中:2割/右:3割)			自己負担額(30日分) (左:1割/中:2割/右:3割)		
	A)1日分	B)1日分	C)1日分	D)1日分	D)1日分	E合計(A+B+C+D)			F(E×1.136)			G)1日分	H)1日分	JF+G+H			I*30		
要支援1	503					509	1,018	1,527	579	1,156	1,735	1,370	1,000	2,949	3,526	4,105			
要支援2	623					629	1,258	1,887	715	1,429	2,144			3,085	3,799	4,514			
要介護1	704					706	1,412	2,118	803	1,604	2,406			3,173	3,974	4,776			
要介護2	772					774	1,548	2,322	880	1,759	2,638			3,250	4,129	5,008			
要介護3	847	18	8		(30)	849	1,698	2,547	965	1,929	2,893			3,335	4,299	5,263	100,050	128,968	157,902
要介護4	918					920	1,840	2,760	1,046	2,090	3,135			3,416	4,460	5,505	102,480	133,807	165,161
要介護5	987					989	1,978	2,967	1,124	2,247	3,371			3,494	4,617	5,741	104,820	138,510	172,215

利用者負担第3段階② (世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額120万円を超える方)

	基本単価	夜勤職員配置加算	看護体制加算	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	長期利用者提供減算	サービス利用に係る自己負担額 (左:1割/中:2割/右:3割)			介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を積算 (左:1割/中:2割/右:3割)			居住費	食費	自己負担額 (左:1割/中:2割/右:3割)			自己負担額(30日分) (左:1割/中:2割/右:3割)		
	A)1日分	B)1日分	C)1日分	D)1日分	D)1日分	E合計(A+B+C+D)			F(E×1.136)			G)1日分	H)1日分	JF+G+H			I*30		
要支援1	503					509	1,018	1,527	579	1,156	1,735	1,370	1,300	3,249	3,826	4,405			
要支援2	623					629	1,258	1,887	715	1,429	2,144			3,385	4,099	4,814			
要介護1	704					706	1,412	2,118	803	1,604	2,406			3,473	4,274	5,076			
要介護2	772					774	1,548	2,322	880	1,759	2,638			3,550	4,429	5,308			
要介護3	847	18	8		(30)	849	1,698	2,547	965	1,929	2,893			3,635	4,599	5,563	109,050	137,968	166,902
要介護4	918					920	1,840	2,760	1,046	2,090	3,135			3,716	4,760	5,805	111,480	142,807	174,161
要介護5	987					989	1,978	2,967	1,124	2,247	3,371			3,794	4,917	6,041	113,820	147,510	181,215

利用者負担第4段階 (市町村民税世帯課税者の方)

	基本単価	夜勤職員配置加算	看護体制加算	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	長期利用者提供減算	サービス利用に係る自己負担額 (左:1割/中:2割/右:3割)			介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を積算 (左:1割/中:2割/右:3割)			居住費	食費	自己負担額 (左:1割/中:2割/右:3割)			自己負担額(30日分) (左:1割/中:2割/右:3割)		
	A)1日分	B)1日分	C)1日分	D)1日分	D)1日分	E合計(A+B+C+D)			F(E×1.136)			G)1日分	H)1日分	JF+G+H			I*30		
要支援1	503					509	1,018	1,527	579	1,156	1,735	2,066	1,445	4,090	4,667	5,246			
要支援2	623					629	1,258	1,887	715	1,429	2,144			4,226	4,940	5,655			
要介護1	704					706	1,412	2,118	803	1,604	2,406			4,314	5,115	5,917			
要介護2	772					774	1,548	2,322	880	1,759	2,638			4,391	5,270	6,149			
要介護3	847	18	8		(30)	849	1,698	2,547	965	1,929	2,893			4,476	5,440	6,404	134,280	163,198	192,132
要介護4	918					920	1,840	2,760	1,046	2,090	3,135			4,557	5,601	6,646	136,710	168,037	199,391
要介護5	987					989	1,978	2,967	1,124	2,247	3,371			4,635	5,758	6,882	139,050	172,740	206,445

※要介護1・2の長期利用に関してはご相談ください。

上記へ既に加算している項目

看護体制加算(Ⅱ)	(要介護の方のみ)併設する特別養護老人ホームにおいて、看護職員を1名以上配置して24時間医療機関との連携が行える体制の場合に算定	8円/日
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	(要介護の方のみ)夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っている場合算定	18円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	看護・介護職員の総数の内、常勤職員の占める割合が、100分の75以上であれば算定。	6円/日
長期利用者提供減算	居宅に戻ることなく、自費利用を扶同一事業所を連続30日を超えて利用している者に対して短期入所生活介護を提供する場合には、連続30日を超えた日から減算。	△30円/日
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対して、指定介護老人福祉施設サービスを行った場合算定	算定単位数の13.6%/月

その他、該当される方については下記の加算を算定させていただきます。

送迎加算	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合	184円/片道
療養食加算	厚生労働大臣の定める療養食を提供した場合算定(糖尿病食、減塩食など)	8円/回
緊急短期入所受入加算	居宅介護サービス計画において計画的に行っていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合に算定	90円/日(14日限度)